



# 神奈鍼会報

第 177 号  
令和 4 年 10 月 5 日発行

発行人 一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 会長 伊勢山 竹 雄 編集者 太田 修 二  
〒231-0065 神奈川県横浜市中区宮川町 2-55 ルリエ横浜宮川町 304  
TEL.045-242-7790 FAX.045-242-7791 E-mail : kanasin@apricot.ocn.ne.jp

## ねんりんピックが神奈川にやってくる

全国からの参加者をみんなで応援しましょう。

ねんりんピックは、60歳以上の方を対象に、また多くの年代層も加え、スポーツや文化種目の交流、健康にまつわるイベントを通じて生きがいのある長寿社会の形成に寄与するために厚生省設立50周年にあたる昭和63年から毎年全国を巡っている大会です。

神奈川県は昨年実施予定でしたが、1年延期し今年11月12日（土）・13日（日）・14日（月）の3日間、神奈川県各市町村と政令指定都市で実施されるものです。

神奈鍼では、「かながわゆめ国体ゆめ大会」・「南関東高校総合体育大会（インターハイ）」そして、ねんりんピックの3大大会参加の実現が可能になってきました。

神奈鍼でのケアブースの参加市町は、川崎市・藤沢市・大和市・伊勢原市・秦野市・大磯町・小田原市の7市町になります。師会長を通じこれらの市町への参加を募りましたが、おかげさまで各師会の参加者が決定いたしました。ここでは全国の大会参加者との交流を目指して参ります。

神奈鍼ではこのねんりんピックを「鍼灸マッサージの日」と位置づけ各師会で全国からの参加者との交流を目指しています。皆様におきましても各市町村で開催される大会に足を運んで頂き一生に一度（二度の人も）の全国大会の雰囲気味わっていただきたいと思えます。



第34回 全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会

## ねんりんピック かながわ2022

神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔

未病改善でスマイル100歳

2022/11/12(土) - 2022/11/15(火)

# 第49回 神奈川県鍼灸マッサージ師会 学 術 大 会

石井学術委員報告

■日時：令和4年9月11日(日) 13:30～16:45

■会場：ZoomによるWeb 配信のため、自宅やPCが使える環境で受講しました。

## 【第1部】 13:30～15:00

演題：「東京2020報告」 ～ここから学ぶもの～

講師：東海医療・神奈川衛生学園専門学校 非常勤講師 朝日山 一男先生

オリパラでは、東京2020で初めて理学療法の一環として鍼が取り入れられました。どのようなコンセプトで実施されたか、実態はどうであったかなどを豊富な スライドやエピソードを交えながら講演されました。

14:30～15:00

ゲストとして田原 靖夫先生(中郡師会)・和田 佳代子先生(平塚師会)がユーモアあふれるエピソードを交えながら東京2020での活動報告をされました。

## 【第2部】 15:10～16:30

演題：「会員発表」

- ・第1ブロック：藤田 将司先生 (川崎師会)

演題：「東京2020参加活動報告」

コロナ禍で開催された東京2020の総合診療所における感染症対策を始め、選手へのスポーツマッサージ・鍼療法の施術の実際までエピソードを交えて紹介されました。

- ・第3ブロック：泉田 博之先生 (横須賀三浦師会)

演題：「認知症デイサービスからの提言」

ご自身が認知症デイを運営している視点から、介護業界における「機能訓練指導員」の役割や「認知症」をターゲットにした鍼灸マッサージ師の今後の活躍を提言されました。

- ・第4ブロック：榎本 恭子先生 (平塚師会)

演題：「電子映像による脳の影響に対するアプローチ」～鍼灸・運動療法用いて～

コロナ禍でゲームへの依存が起こり、偏頭痛や味覚異常などの身体所見が見られるようになった男児に鍼灸マッサージ・運動療法を行った結果、様々な機能の改善を見ることができた症例が発表されました。

\*\*\*\*\*



# 神奈鍼学術講習会 税務相談会開催



\*\*\*\*\*

学術部 米田 匡宏

8月27日に学術講習会税務相談会が行われました。

普段税理士先生と接点のない会員さんや、ある会員さんでもご質問しながらお悩み解決出来る場となりました。好評につき来年度も開催予定ですので、その際は沢山のご参加をお待ちしております。



相談会ではこれから始まるインボイス制度についてのご質問が多くありました。ご参考になると思いますので、一部掲載させていただきます。

## ◆◆◆ 今さら聞けないインボイスに関する質問 ◆◆◆

### 1. 課税事業者とは？この場合の「課税」は消費税と考えるよいか。

**課税事業者**

#### 【課税事業者とは】

その課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、**消費税の納税義務者（課税事業者）**となります。基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。



特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間のことをいいます。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

また、免税事業者であっても、事前に「課税事業者選択届出書」を税務署に提出することにより、課税事業者になることができます。

「課税」は消費税と考える良いです。

2. 個人事業主で年間売り上げが1,000万円未満である場合 [売り上げの内訳が下記の2通りの場合] でも課税事業者として登録した方が良い場合はあるかどうか。

メリットとデメリットを知りたい。

[売り上げの内訳]

- (1) 90%が療養費を利用した収入の場合
- (2) 自由診療が100%の場合



療養費が、消費税法上非課税売上のもので回答させていただきます。

また「課税事業者として登録した方が良い」は、インボイス発行をするためとして回答させていただきます。

上記(1)の場合は、療養費は消費税の非課税売上であるためインボイスを発行することはできません。10%の患者がインボイスの発行を求めてくるかどうかによると思います。

上記(2)について、消費税の非課税売上がないため、患者全員からインボイスの発行を求められる可能性があります。(実務上は、どうなるか分かりません。)



課税事業者として登録しておけば、インボイスを発行できますのでお客様が減少することはないかと思えます。

デメリットとして、国に消費税を納付する必要があります。

国に納付する消費税の計算方法として、原則的な計算方法と簡易課税制度を選択する方法があります。

原則的な計算方法は、課税期間ごとに売上げに対する税額から、仕入(経費等)に含まれる税額を差し引いて計算します。

簡易課税は、売上げに対する税額に一定のみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに含まれる税額とみなすことのできる計算方法です。

現在、医療費控除用の領収書を求める方は、多いかと思えます。

会社や個人事業主が、経費にするための領収書の発行がどれだけあるかが、判断の参考になると思えます。



3. 個人事業主で年間売り上げは1,000万円を若干超ではあるが、うち95%は療養費を利用して報酬であり現在消費税免税である場合

- (1) 「課税売上高」が1,000万円超の課税事業者にあたるのか？  
それとも免税事業者にあたるのか？

- (2) 仮に免税事業者であった場合でも、課税事業者として登録した方が良いのかどうか？

メリット、デメリットを知りたい。



(3) 住宅用家賃収入がある [年間 90 万円程度] 場合はどうしたらよいか。

(4) 業務委託契約をしている施術者がいる場合はどうしたらよいか。

### 上記 (1) について

課税売上高には、非課税売上高は、含まれません。このため免税事業者になります。

### 上記 (2) について

課税事業者に登録する消費税のインボイスの発行することができるのがメリットです。患者から消費税のインボイスの発行を求められるかどうか予想してください。

デメリットは、国に消費税を納付する必要があることです。

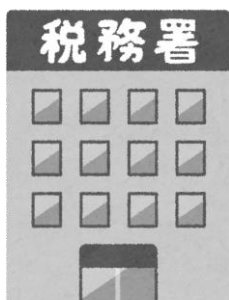


### 上記 (3) について

住宅用家賃が非課税売上として回答します。

非課税売上ですので消費税のインボイスの発行を求められることはありません。

### 上記 (4) について



「業務委託契約をしている施術者がいる場合は、どうしたらよいか」についてはご本人様が、課税事業者となった場合について回答させていただきます。

その施術者は、消費税の免税事業者と思われます。

この業務委託料を支払った場合の消費税についてご説明させていただきます。

消費税のインボイスを発行してもらえないことを心配してのご質問と思われます。

消費税の計算方法に簡易課税制度があります。

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

具体的には、その納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。



この計算方式であれば、支払った相手先から消費税のインボイスを発行してもらう必要はありません。この制度を利用すれば、上記のご心配は不要です。

#### 4. 個人事業主で、売り上げの90%が療養費を利用した収入で現在消費税免税事業者であるが、当然、諸々の経費には消費税が含まれている。今回のインボイス制度ではどう考え、どう対処したらよいのか？

例えば…

1. はりきゅう用品、衛生用品や消耗品、ガソリン代や広告宣伝費や交通費等に支出がある。
2. 家賃や駐車場代を支払っている。



この質問については、現在でも同様な問題があります。

消費税のインボイス制度が始まることによって、この問題が変化することはありません。

ただ、インボイス制度が開始されると支払先が課税事業者か免税事業者かわかるものと思われま。免税事業者から購入する場合は、消費税を別途支払っているときは、値引き交渉することを考えたらいかがでしょうか。

令和5年（2023年）10月からインボイス制度がスタートされます。

インボイス制度というのは、消費税が8%・10%の複数税率に対応するための新たな申告制度です。

請求書や納品書の発行について所定の要件の記載と保存が求められます。要件を満たした請求書のことを**適格請求書（インボイス）**といいます。

現在は商品を購入した際、購入者はお店に消費税を払い、消費税を預かった店側がこの消費税を税務署に納めています。店側は商品を仕入れた時にも事業者が消費税を支払っているため、仕入れの際に支払った消費税分を差し引いて国に消費税を納めています。

インボイス制度が導入されると、「**登録番号**」を持っている事業者の適格請求書がなければ、消費税額を差し引くことができなくなります。

適格請求書というのは、これまでの請求書内容に登録番号と適用税率、消費税等の額を付け加えたものです。「登録番号」は税務署に適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があります。（申請の受付は2021年10月から既に開始されています。）

納涼会の報告

7月31日 日曜日 片瀬海岸（新江ノ島水族館となり）にて、大人39名・子供5名、合計41名の参加がありました。

コロナの影響もあり、参加者は3年前に開催した時の半分に減ってしまいました。前日にコロナの疑いが2組の家族に出てしまい10名がお休みされたのも人数が少なくなった原因の一つです。

地元の藤沢市鍼灸マッサージ師会様から金一封をいただき、小学生以下の子供たちに対してスイカ割りの体験をさせてあげることが出来ました。とても盛り上がりました。



会場の殿網さん お世話になりました！



暑かったけど最高に良いお天気でした



なかなか網が見えないぞー大漁か？

\*\*\*\*\*

編集後記 新型コロナウイルス感染第7波はピークを迎えたようだ。それでもまだ以前に比べれば、かなりの感染者数ではある。7月下旬から感染者が急増し始め8月中旬には1日に26万人超えの記録となった。増加傾向の中、2年ぶりとなる神奈鍼納涼会も大丈夫か？と不安ではあったが、無事に開催され、コロナ禍の夏の思い出となった。幹事の先生方には、感染者や天候と開催まで気がかりで大変だったことだろう。IT技術が一気に加速したこともさることながら、直接ヒトと会うことや集うことがヒトにとってどんなに大切なことかとわかったのも、コロナ禍の産物と言えるのではないだろうか。